

沖縄県飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、コロナ禍による飼料価格高騰に伴う畜産農家経営への影響を緩和し安定的な経営を図るために、沖縄県農業協同組合、沖縄県酪農農業協同組合、沖縄県配合飼料価格安定基金協会、その他知事が適当と認める団体が、緊急的に農家が配合飼料価格安定基金（（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、（一社）全国配合飼料供給安定基金及び（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金の3基金を指す。以下「基金」という。）の積立金として負担する経費の一部を補助する場合に要する経費について、予算の範囲内において沖縄県飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業、経費、補助単価及び補助率）

第2条 本事業において補助の対象となる事業、経費、補助単価及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、知事が定める日までに第1号様式により飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）補助金交付申請書を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めたときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（重要な変更の承認）

第6条 補助事業者は、別表にある重要な変更を行うときは、第2号様式により飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）変更承認申請書を知事に提出し、事前に承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を請求するときは、第3号様式により飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき知事が報告を求めたときは、第4号様式により飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い期日までに第5号様式により飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納の期間に応じて年利10.95%で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条の事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第4条の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(精算払請求)

第13条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとする場合は、第6号様式により飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱の施行は、令和4年8月9日から施行する。

(失効)

第2条 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第11条から第14条に掲げる規定は、令和5年3月31日以降もその効力を有する。

別表

補助対象事業	事業実施主体 (補助事業者)	補助単価および補助率	重要な変更
<p>1 飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料） 農家が基金の積立金として負担する経費に対して補助事業者が補助する場合に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県農業協同組合 ・ 沖縄県酪農農業協同組合 ・ 沖縄県配合飼料価格安定基金協会 ・ その他知事が認める団体 	<p>定額（200 円/t）</p>	<p>事業実施主体における事業費の 20% を超える減 事業実施主体における事業費の増</p>
<p>2 1 の事業の附帯事務費 補助事業者から農家への振込手数料</p>	<p>左記 1 の補助を行う事業実施主体</p>	<p>補助率 10/10 以内</p>	